

港湾運送料金表

(2類港甲)

平成7年6月16日認可

平成7年6月24日実施

港湾荷役料金表

港湾荷役料金表 (船内荷役料金)

港湾荷役料金表 (沿岸荷役料金)

港湾荷役料金表 (小型荷役料金)

いかだ運送料金表

平成7年9月8日認可

平成7年9月16日実施

はしけ運送料金表

本表は国土交通省に届出した「港湾運送料金表」に基づき、届出書類に記載されている字句
において、明らかに変更を要する部分（港名等）については、訂正しております。

日本海地区港運協会
株式会社リンコーコーポレーション

目 次

港湾荷役料金表

港湾荷役料金表	3
港湾荷役料金表（船内荷役料金）	11
港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）	18
港湾荷役料金表（小型船荷役料金）	27

いかだ運送料金表

いかだ運送料金表	35
----------------	----

はしけ運送料金表

はしけ運送料金表（掲載省略）	38
----------------------	----

港 湾 荷 役 料 金 表

港 湾 荷 役 料 金 表 (船 内 荷 役 料 金)

港 湾 荷 役 料 金 表 (沿 岸 荷 役 料 金)

港 湾 荷 役 料 金 表 (小 型 船 荷 役 料 金)

適 用 港

境港 舞鶴港 敦賀港 金沢港 七尾港

伏木富山港 直江津港 新潟港

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき 単位：円)

品 目				金 額				
				接岸本船 ←→		接岸本船 ←→		
				上屋・野積場内		上屋・野積場前		
				夏期	冬期	夏期	冬期	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実入	932	1,212	826	1,074		
		空	792	1,030	702	913		
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,383	1,798	1,259	1,637		
	パレタイズ貨物・バンバック・バッグコンテナ・プレスリング		1,667	2,167	1,516	1,971		
包 装 品	袋物	紙・ビニール入りのもの	2,563	3,332	2,311	3,004		
		麻袋入りのもの	2,139	2,781	1,962	2,551		
	ベール物	葉タバコ	1,872	2,434	1,672	2,174		
		その他のベール物	2,203	2,864	2,007	2,609		
	モーターサイクル		2,047	2,661	1,872	2,434		
	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)		2,659	3,457	2,426	3,154		
	機械類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,946	2,530	1,757	2,284		
	青果類		2,005	2,607	1,805	2,347		
有 姿 貨 物	タイヤ		1,813	2,357	1,663	2,162		
	巻取紙 (内地産)		1,489	1,936	1,321	1,717		
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材	1,351	1,756	1,204	1,565
			原木	北洋材	1,798	2,337	1,654	2,150
		製材		1,449	1,884	1,299	1,689	
	非鉄金属類 (半製品・鋳鉄・地金)		2,179	2,833	1,944	2,527		
	鋼材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		2,077	2,700	1,883	2,448	
		鋼管 (口径12インチ以上のもの)・コイル		1,767	2,297	1,602	2,083	
	石材		2,092	2,720	1,929	2,508		

品 目		金 額			
		接岸本船 ←→ 上屋・野積場内		接岸本船 ←→ 上屋・野積場前	
		夏期	冬期	夏期	冬期
撒貨物	小麦・肥料原料・鉍礦石（粉）	1,400	1,820	1,248	1,622
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石	1,988	2,584	1,796	2,335
	砂糖	1,896	2,465	1,745	2,269
特殊貨物	冷凍品	-	-	3,797	4,936
	冷蔵品	-	-	2,827	3,675

（注）夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

2. 割 増 料 金

種 別	内 容	割 増 率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割 引 料 金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合は5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4. 諸 料 金

(1) 待機料金

(1口1時間につき 単位：円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分		15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
		昼間 8:30～16:30	夏期	41,580	64,860	88,170
	冬期	54,050	84,320	114,620	144,910	170,980
半夜 16:30～21:30	夏期	64,680	100,890	137,150	173,400	204,580
	冬期	84,080	131,160	178,300	225,420	265,950

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

(2) 最低料金

(1口につき 単位：円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分		15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
		昼間 8:30～16:30	夏期	329,870	514,560	699,480
	冬期	428,830	668,930	909,320	1,149,630	1,356,420
半夜 16:30～21:30	夏期	329,870	514,560	699,480	884,330	1,043,400
	冬期	428,830	668,930	909,320	1,149,630	1,356,420

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

5. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき8円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき7円

6. 消費税導入に伴う料金の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

2. 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船内 ←→ 上屋・野積場内」の場合

（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 「接岸本船内 ←→ 上屋・野積場前」の場合

（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

3. 料 金 表 に 記 載 の な い 貨 物 等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割 増 料 金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により、雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割 引 料 金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%
- ③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については、基本料金の10%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引きます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

6. 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機時間が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれが大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

- (3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。

- (4) 消費税導入に伴う加算については

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれらの諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表 (船内荷役料金)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき 単位：円)

品 目			金 額			
			夏期	冬期		
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実入	422	549		
		空	358	465		
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		799	1,039		
	パレタイズ貨物・バンバック・バッグコンテナ・プレスリング		962	1,251		
包 装 品	袋物	紙・ビニール入りのもの	1,375	1,788		
		麻袋入りのもの	1,315	1,710		
	ペール物	葉タバコ	917	1,192		
		その他のペール物	1,288	1,674		
	モーターサイクル		1,237	1,608		
	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)		1,576	2,049		
	機械類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,054	1,370		
	青果類		1,057	1,374		
有 姿 貨 物	タイヤ		1,122	1,459		
	巻取紙 (内地産)		683	888		
	木材	水落しのもの	原木	574	746	
		岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材	648	842
				北洋材	1,132	1,472
			製材	733	953	
	非鉄金属類 (半製品・鋳鉄・地金)		1,055	1,372		
	鋼材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1,165	1,515	
		鋼管 (口径12インチ以上のもの)・コイル		991	1,288	
	石材		1,344	1,747		

品 目		金 額	
		夏期	冬期
撒貨物	小麦・肥料原料・鉍礦石（粉）	672	874
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石	1,076	1,399
	砂糖	1,203	1,564
特殊貨物	冷凍品	2,699	3,509
	冷蔵品	1,678	2,181

（注）夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

2. 割 増 料 金

種 別	内 容	割 増 率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割 引 料 金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合は5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受けがあること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4. 諸 料 金

(1) 待機料金

(1口1時間につき 単位：円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分		9人以下	10人～13人	14人～17人	18人～21人	22人以上
		(7.5人)	(11.5人)	(15.5人)	(19.5人)	(22.5人)
昼間 8:30～16:30	夏期	24,470	37,520	50,570	63,610	73,410
	冬期	31,810	48,780	65,740	82,690	95,430
半夜 16:30～21:30	夏期	38,060	58,360	78,660	98,950	114,190
	冬期	49,480	75,870	102,260	128,640	148,450

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

(2) 最低料金

(1口につき 単位：円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分		9人以下	10人～13人	14人～17人	18人～21人	22人以上
		(7.5人)	(11.5人)	(15.5人)	(19.5人)	(22.5人)
昼間 8:30～16:30	夏期	194,130	297,660	401,190	504,640	582,390
	冬期	252,370	386,960	521,550	656,030	757,110
半夜 16:30～21:30	夏期	194,130	297,660	401,190	504,640	582,390
	冬期	252,370	386,960	521,550	656,030	757,110

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

5. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき3円50銭

6. 消費税導入に伴う料金の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックを外すまでの作業。

(2) 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積み込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により、雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%
- ③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については、基本料金の10%

に、相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれが大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。
- (3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。
- (4) 消費税の導入に伴う加算については
- (イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- ただし、免税となる取引には適用しません。
- (ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. そ の 他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表 (沿岸荷役料金)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ←————→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位：円)

品 目				金 額				
				接岸本船船側・ はしけ内 ←————→		接岸本船船側・ はしけ内 ←————→		
				上屋・野積場内		上屋・野積場前		
				夏期	冬期	夏期	冬期	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実入		559	727	447	581	
		空		476	619	381	495	
			ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		657	854	526	684
			パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		793	1,031	634	824
包 装 品	袋物	紙・ビニール入りのもの		1,323	1,720	1,058	1,375	
		麻袋入りのもの		937	1,218	750	975	
	べ ー ル 物	葉タバコ		1,054	1,370	843	1,096	
		その他のべール物		1,031	1,340	825	1,073	
			モーターサイクル		918	1,193	734	954
			雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)		1,223	1,590	978	1,271
			機械類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		994	1,292	795	1,034
			青果類		1,054	1,370	843	1,096
有 姿 貨 物	タイヤ			786	1,022	629	818	
	巻取紙 (内地産)			884	1,149	707	919	
	木 材	岸 壁 揚 の もの	原 木	米国材・南洋材	774	1,006	619	805
				北洋材	761	989	609	792
		製材		792	1,030	634	824	

品 目		金 額				
		接岸本船船側・ はしけ内 ←→ 上屋・野積場内		接岸本船船側・ はしけ内 ←→ 上屋・野積場前		
		夏期	冬期	夏期	冬期	
有 姿 貨 物	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）		1,239	1,611	991	1,288
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）	1,021	1,327	817	1,062
		鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル	869	1,130	695	904
	石材		858	1,115	686	892
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉬礦石（粉）		802	1,043	642	835
	鉬礦石（塊）・特殊鉬礦石		1,017	1,322	814	1,058
	砂糖		793	1,031	634	824
特 殊 貨 物	冷凍品		-	-	1,298	1,687
	冷蔵品		-	-	1,298	1,687

（注）夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

2. 割 増 料 金

種 別	内 容	割 増 率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割 引 料 金

（1）大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合は5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4. 諸 料 金

(1) 待機料金

(1口1時間につき 単位：円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分		4人～6人	7人～9人	10人～12人	13人～15人	16人～18人	19人～21人
		(5人)	(8人)	(11人)	(14人)	(17人)	(20人)
昼間 8:30～16:30	夏期	17,110	27,340	37,600	47,860	58,110	68,370
	冬期	22,240	35,540	48,800	62,220	75,540	88,880
半夜 16:30～21:30	夏期	26,620	42,530	58,490	74,450	90,390	106,350
	冬期	34,610	55,290	76,040	96,790	117,510	138,260

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

(2) 最低料金

(1口につき 単位：円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分		4人～6人	7人～9人	10人～12人	13人～15人	16人～18人	19人～21人
		(5人)	(8人)	(11人)	(14人)	(17人)	(20人)
昼間 8:30～16:30	夏期	135,740	216,900	298,290	379,690	461,010	542,400
	冬期	176,460	281,970	387,780	493,600	599,310	705,120
半夜 16:30～21:30	夏期	135,740	216,900	298,290	379,690	461,010	542,400
	冬期	176,460	281,970	387,780	493,600	599,310	705,120

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

(1トンにつき 単位：円)

区 分	夏期	冬期
袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,037	2,648
雑貨類・機械類（1個当たり5トン未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	1,850	2,405
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当たり 5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,680	2,184

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

(4) 看貫作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

なお、計量器使用及び検量立会人の費用は含みません。

(5) 仕訳作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

(6) はい替作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

(7) 上屋保管料金

(1日1トンつき 単位：円)

区分 貨物分類	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）	11	8
繊維原料類	47	36
青果	47	36
窯製品	57	47
その他の貨物	85	68

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
2. コンテナについては、野積場置き料金の料金とします。
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

5. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき3円50銭

6. 消 費 税 導 入 に 伴 う 料 金 の 加 算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ←→ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ←→ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 「接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 ←→ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ←→ 上屋、野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

3. 料 金 表 に 記 載 の な い 貨 物 等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割 増 料 金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日・祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割 引 料 金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%
- ③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については、基本料金の10%

に、相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

6. 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(イ) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

(ロ) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(4) 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用します。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

(5) 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用します。

(6) はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用します。

(7) 上屋保管料金

(イ) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(ロ) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容（坪当たりの収容トン数）の料金を適用します。

(ハ) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積のいずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

- (3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。

- (4) 消費税の導入に伴う加算については

(イ) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←→ 上屋・野積場内又は上屋・野積場前

(1トンにつき 単位：円)

品 目				金 額				
				本船内 ←→ 上屋・野積場内		本船内 ←→ 上屋・野積場前		
				夏期	冬期	夏期	冬期	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実入	727	945	614	798		
		空	619	805	521	677		
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,259	1,637	1,159	1,507		
	パレタイズ貨物・バンバック・バッグコンテナ・プレスリング		1,516	1,971	1,396	1,815		
包 装 品	袋物	紙・ビニール入りのもの	2,311	3,004	2,110	2,743		
		麻袋入りのもの	1,962	2,551	1,819	2,365		
	べール物	葉タバコ	1,672	2,174	1,511	1,964		
		その他のべール物	2,007	2,609	1,851	2,406		
	モーターサイクル		1,872	2,434	1,734	2,254		
	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)		2,426	3,154	2,241	2,913		
	機械類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,757	2,284	1,606	2,088		
青果類		1,805	2,347	1,644	2,137			
有 姿 貨 物	タイヤ			1,663	2,162	1,544	2,007	
	巻取紙 (内地産)			1,149	1,494	985	1,281	
	木材	岸壁場のもの	原木	米国材・南洋材	1,204	1,565	1,087	1,413
				北洋材	1,654	2,150	1,538	1,999
			製材		1,299	1,689	1,177	1,530
非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			1,944	2,527	1,756	2,283		

品 目			金 額			
			本船内 ←→ 上屋・野積場内		本船内 ←→ 上屋・野積場前	
			夏期	冬期	夏期	冬期
有 姿 貨 物	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）	1,592	2,070	1,495	1,944
		鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル	1,355	1,762	1,272	1,654
	石材	1,929	2,508	1,798	2,337	
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉱石（粉）		1,248	1,622	1,126	1,464
	鉱石（塊）・特殊鉱石		1,796	2,335	1,641	2,133
	砂糖		1,745	2,269	1,625	2,113
特 殊 貨 物	冷凍品		-	-	3,550	4,615
	冷蔵品		-	-	2,580	3,354

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

(2) 総トン数500トン未満の小型船内 ←→ 上屋・野積場内又は上屋・野積場前

(1トンにつき 単位：円)

品 目			金 額			
			本船内 ←→ 上屋・野積場内		本船内 ←→ 上屋・野積場前	
			夏期	冬期	夏期	冬期
ユ ニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実入	727	945	582	757
		空	619	805	494	642
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		854	1,110	684	889
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		1,031	1,340	824	1,071
包 装 品	袋物	紙・ビニール入りのもの	1,720	2,236	1,375	1,788
		麻袋入りのもの	1,218	1,583	975	1,268
	べール物	葉タバコ	1,370	1,781	1,095	1,424
		その他のべール物	1,340	1,742	1,073	1,395
モーターサイクル		1,193	1,551	956	1,243	
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		1,590	2,067	1,273	1,655	

品 目				金 額				
				本船内 ←→		本船内 ←→		
				上屋・野積場内		上屋・野積場前		
				夏期	冬期	夏期	冬期	
包装品	機械類（1個当り5トン以上のもの）・完成車 （重量5トン以上または容積20トン以上のもの）			1,292	1,680	1,035	1,346	
	青果類			1,370	1,781	1,095	1,424	
有姿貨物	タイヤ			1,022	1,329	818	1,063	
	巻取紙（内地産）			1,149	1,494	920	1,196	
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材	1,006	10,308	806	1,048
				北洋材	989	1,286	792	1,030
			製材		1,030	1,339	823	1,070
	非鉄金属類（半製品・鋁鉄・地金）			1,611	2,094	1,288	1,674	
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,327	1,725	1,062	1,381	
		鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル		1,130	1,469	904	1,175	
石材			1,115	1,450	892	1,160		
撒貨物	小麦・肥料原料・鉱石（粉）			1,043	1,356	833	1,083	
	鉱石（塊）・特殊鉱石			1,322	1,719	1,058	1,375	
	砂糖			1,031	1,340	824	1,071	
特殊貨物	冷凍品			-	-	1,687	2,193	
	冷蔵品			-	-	1,687	2,193	

（注）夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

2. 割 増 料 金

種 別	内 容	割 増 率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4. 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←→ 上屋・野積場内又は上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき8円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内 ←→ 上屋・野積場内又は上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき3円50銭

5. 消費税導入に伴う料金の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内 ←→ 上屋・野積場内又は戸前迄の荷役。

(2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内 ←→ 上屋・野積場内又は戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1) 及び (2) に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

2. 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「本船内 ←→ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2) 「本船内 ←→ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

3. 料 金 表 に 記 載 の な い 貨 物 等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割 増 料 金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日・祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引きます。

6. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。

(4) 消費税の導入に伴う加算については

(イ) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. そ の 他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれらの諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

い か だ 運 送 料 金 表

適 用 港

境港 舞鶴港 敦賀港 金沢港

七尾港 伏木富山港 新潟港

い か だ 運 送 料 金 表

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

本船沖取－仕訳筏組

(1立方メートルにつき 単位：円)

品 目		金 額			
		D 港		H 港	
		夏期	冬期	夏期	冬期
原木	米国材	1,026	1,334	798	1,037
	南洋材	834	1,084	648	842
	新南洋材	1,036	1,347	804	1,045
	北洋材 (ニュージーランド・バイリング材含む)	1,267	1,647	984	1,279

(注) 1. 筏に組んだ木材を、水面貯木場より、堀出し指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

2. D港は境港、H港は舞鶴港・敦賀港・金沢港・七尾港・伏木富山港・新潟港を示す。
夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 待機料金

(1口1時間につき 単位：円)

昼夜区分	金額			
	D 港		H 港	
	夏期	冬期	夏期	冬期
昼間 (8 : 30～16 : 30まで)	28,890	37,560	22,450	29,190
半夜 (16 : 30～21 : 30まで)	44,940	58,420	34,920	45,400

(注) D港は境港、H港は舞鶴港・敦賀港・金沢港・七尾港・伏木富山港・新潟港を示す。

夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までに、それぞれ適用します。

4. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物 (一律) 1立方メートルにつき3円53銭
(2) 労働安定基金	各貨物 (一律) 1立方メートルにつき3円09銭

5. 消費税導入に伴う料金の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1. 適用範囲

いかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

いかだ運送料金が、適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組みし曳航の上、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業ならびに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

3. 割 増 料 金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

4. 待 機 料 金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 消 費 税 導 入 に 伴 う 料 金 の 加 算

免税となる取引には適用しません。

6. 料 金 の 計 算 方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(2) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合には、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。

(3) 消費税の導入に伴う加算については

(イ) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

7. そ の 他

(1) 特殊作業（海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、沈木台取、台ハズシを伴う作業、栈積、栈崩しを伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2) 水面保管、10種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剥作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。

(3) 沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め又は、慣習によります。

(以下掲載省略)

は し け 運 送 料 金 表

適 用 港

舞鶴港 敦賀港

七尾港 伏木富山港